

八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 3 1 日
規 則 第 3 号 〕

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）において準用する八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 3 4 号）第 1 9 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、八幡浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年八幡浜市規則第 3 0 号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。